

令和 5 年 1 2 月 5 日

第 5 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書 (そ の 2)
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第5回廿日市市議会議案説明書（その2）目次

議案第97号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例	…………… 1
--------	-----------------------------	---------

(議案第 9 7 号)

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 改正の理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合に、当該納税義務者に対して賦課する所得割額及び被保険者均等割額を減額する措置を講じようとするものである。

2 改正の内容

(1) 単胎妊娠の場合の減額は次のとおりとする。

区 分	内 容
減額する月数	4 月（出産の予定日又は出産の日の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月から出産予定月の翌々月まで）
減額する額	基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額のそれぞれについて、所得割額及び被保険者均等割額の 1 2 分の 4 の額

(2) 多胎妊娠の場合の減額は次のとおりとする。

区 分	内 容
減額する月数	6 月（出産予定月の 3 月前から出産予定月の翌々月まで）
減額する額	基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額のそれぞれについて、所得割額及び被保険者均等割額の 1 2 分の 6 の額

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日

4 根拠法令

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。